

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件から80年

“憲法改悪⇒戦争”への道を許すな！

宮澤弘幸 追悼・顕彰墓参にあたって

「太平洋戦争開戦・宮澤弘幸ら一斉検挙」から80年の今、日本は再び戦争前夜の様相を呈しています。安倍・菅政権下の9年間に、特定秘密保護法、戦争法、共謀罪法、そして土地利用規制法と、国民弾圧体制は、戦前の治安維持法・軍機保護法改悪の動きと重なって現れています。沖縄はすでに「戦場」化されています。琉球弧は「対中包囲網」の最前線として、軍事基地化

が強行され、軍事費は過去最高額になろうとしています。辺野古米軍基地建設強行は、日本の国土に日本の金で最新鋭基地を作ってアメリカに差し出すという文字通り恥ずべき売国行為です。宮澤・レーン・スパイ冤罪事件が引き起こされてから80年のこの日、「憲法改悪⇒戦争」への道が弾圧とセットになって強行される危険性を徹底して訴えたいと考えます。



80年前⇒ 今
1941→2021

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

1941年12月8日

この日レーン家で起きた一部始終

◆ポーリン・レーンの手記（注参照）によれば1941年12月8日の朝、レーン家の人たちはいつものように、それぞれ出勤、登校した。北大予科の教師・ポーリンは午前8時からの授業（class in communications）があり、着くやいなや学長から呼出されて出向くと、日米間に戦争が勃発し、よって「あなたは教えないように（you will not teach until further notice）」と通告された。

◆帰宅すると、同じく予科教師の夫・ハロルドが先に帰っていて、同様に自宅待機を命じられていた。その後、ハロルドは所用で銀行に行き、ポーリンがハロルドの父・ヘンリーと昼食を摂っていると、突然玄関のベルが鳴り、顔見知りの外事課刑事を含む11人の男たちが入ってきた。顔見知りの刑事が検事による召喚状を読みあげ、そのまま警察本部（Police Headquarters）に連行され、独房（cell）に留置された。

◆その後、かなりの時間がたってから、外側の大扉が開く音がして、近くの独房に入れられるハロルドの声がポーリンの耳に入った。同じく拘束され、留置されたと知れた。追って顔見知りの刑事が毛布などの差し入れを持ってきて、ハロルドが真上の独房にいるとささやいた。

◆キャサリン・F・ベリー記者の記事（注参照）によれば、レーン夫妻の双子の末娘、Dorothy と Katherine は、8日の午後、担任の先生に付き添われて帰宅した。このとき既に双子の父母（the Lanes）は居らず家じゅうがごった返し、警察が家宅搜索し、お手伝い（servants）は怯え、祖父（ヘンリー）は片隅に縮こまり当惑していた。

双子が、この日のことを忘れずに覚えていたのは、母親の誕生日だったことによる。

I ポーリン手記

The Middlebury College News Letter 1947-01-01

Prison Life in Japan

By Mrs. (Pauline Rowland) Lane

(日本での獄中生活 ポーリン・ローランド・レーン)

THE DAY that followed the bombing of Pearl Harbor dawned bright and cold in Sapporo, Japan. After getting Father Lane dressed and settled in his favorite chair, I hustled to Hokkaido Imperial University to teach an eight o'clock class in communications.

Shortly after arrival, I was directed to report to the President of the University who in turn informed me that war had broken out between the United States and Japan and that "you will not teach until further notice." Returning home I was met by my husband, Harold, who told me that he likewise had been forbidden to teach.

【注】

・ポーリン手記＝ポーリンの母校 Middlebury College の News Letter 1947-01-01 に掲載されている「Prison Life in Japan」（日本での獄中生活）。同校のホームページに収録されているのを北大OBの吉田栄一さんが見つけ出した。

・ベリー記事＝掲載紙不詳。1942年に日米交換船でアメリカに送還されたレーン夫妻の双子の末娘から一部始終を聞き取ったベリー記者署名の記事。この記事部分だけの切抜きが日本の関係者に伝わり、本会でもコピーを保存している。

・手記、記事ともレーン家のお手伝い・石上茂子の検挙については触れていないが、双子の末娘が帰宅した時点では「怯えていた」とあるから、その後には連行されたと思われる。

・同じく、宮澤弘幸、渡邊勝平、丸山護、黒岩喜久雄についても触れられていない。北大工学部の書記だった村田豊雄の随想録『白堊館の人たち』には「その日の午後、M君は蒼白な顔をして学部に現われ、又去って行ったが、その下宿でたい捕されたという事を聞いた」とあり、宮澤弘幸の消息と思われる。

・ポーリン手記、ベリー記事については本会編刊の『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録補遺 2020』に詳細を収録している。

①「軍機保護法」とは？

軍機保護法＝元々は1899年（明治32）制定の軍内部の規律に重きをおく概括法だったが日本軍による大陸侵攻さ中の1937（昭和12）年8月の抜本改正で、国民弾圧に手を染める実質・新法に改悪された。しかし、その中でも議会審議（帝国議会）を通じ、人権侵害を防止する視点からの審査が厳正に行われ、軍・司法当局の答弁を基に重要事項での歯止め規範が合意され、定義化された。以下、改悪の柱＝箇条書き

◇**軍事秘密**＝軍の統帥事項または統帥と密接な関係のある事項に関する高度の秘密で、尋常一様の手段では探知・収集できない秘密を指す。◇**探知（罪）**＝軍事秘密と知った上で故意に不法不正な手段を以て探知・収集した故意犯を探知罪の対象とする。◇**漏泄（罪）**＝軍事秘密を故意に探知・収集した者、あるいは偶然に知得した者が、これを他人、あるいは外国、あるいは外国の為に行動する者に漏泄した場合、あるいは公にした場合は、漏泄罪の対象となる。

軍機保護法・付帯決議＝上記合意（定義）を踏まえ、下記決議を付帯することで全員一致、軍機保護法改正案を可決成立した。陸海軍・司法大臣も議場において尊重を宣明している。

「本法に於て保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当りては、須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」

②北大「スパイ冤罪事件」の被害者

ハロルド・メシー・レーン 52歳

北海道帝国大学予科英語教師

1941年12月8日検挙、42年4月9日起訴、43年6月11日有罪確定、懲役15年。北海道内の刑務所に収監後、1943年9月、日米交換船でアメリカへ送還。

ポーリン・ローランド・システア・レーン 52歳

北海道帝国大学予科英語教師

1941年12月8日検挙、42年4月9日起訴、43年5月5日有罪確定、懲役12年。北海道内の刑務所に収監後、1943年9月、日米交換船でアメリカへ送還。

宮澤 弘幸 25歳

北海道帝国大学工学部学生

1941年12月8日検挙、42年4月9日起訴、43年5月27日有罪確定、懲役15年。網走刑務所に

収監、1945年10月10日、GHQの覚書に基づき釈放。1947年2月22日、27歳で死去。

渡邊 勝平 26歳、北海道帝国大学工学部助手

1941年12月8日検挙、同年12月19日有罪確定により懲役2年。

丸山 護 29歳、会社員

1941年12月27日検挙、42年4月10日起訴、同年12月16日有罪判決、同確定により懲役2年

黒岩喜久雄 25歳、無職

1941年12月27日検挙、42年4月10日起訴、同年12月24日有罪判決、同確定により懲役2年執行猶予5年

石上茂子（シゲ） 元レーン家女中

1941年12月8日検挙、100日を超える勾留取り調べ後、42年3月10日「嫌疑なし」で釈放

<レーン夫妻の来歴——夫＝クエーカー教徒・兵役拒否、妻＝京都生まれ・札幌育ち>

◇ハロルド・メシー・レーン

1892年（明治25）10月7日、アメリカ合衆国の中央部アイオワ州で生まれる。敬虔なクエーカー教徒として教団建学のカレッジで学び、卒業論文は「チャールズ・ディケンズと社会悪の改革」

◆1917年（大正6）4月、アメリカの第一次世界大戦（1914年開戦）参戦に際し、良心に基づく兵役拒否の制度を行使して徴兵を忌避、教会後援の社会奉仕に従事。戦後、フランスの復興に関わり、その後、銀行員を経て、日本政府による大学教員公募に応じて来日。◆1921年（大正10）8月20日、北海道帝国大学予科の英語教師に就任。この間、下宿したローランド家でポーリンと出会い、やがて結婚。長男夭折後6人の娘の父となる。◆1941年12月8日、日米開戦と同時に、一斉検挙によって拘束され、大審院で有罪確定服役するも、43年9月日米交換船によって母国送還される。◆1951年（昭和26）4月、北大有志の再招聘運動に応じて北大英語教師に復職。◆1963年（昭和38）8月7日、死去。札幌・円山墓地に眠る。

◇ポーリン・ローランド・システア・レーン

1892年（明治25）12月7日、京都で生まれる。父は宣教師。4歳から札幌で育ち、アメリカのカレッジで学ぶうちに結婚するが、夫は第一次世界大戦で戦死。◆1922年（大正11）5月、ハロルドと結婚。以後ハロルドの来歴と重なるが、日本語は母国語にまさる堪能で子供たちも日本語で育て、北大のほか大学や旧制中学などで英語を教え、夫妻共々多くの教え子に慕われた。◆1966年（昭和41）7月16日、死去。夫と共に円山墓地で眠る。

<宮澤弘幸の生涯—生い立ち→検挙・判決・収監→釈放、そして死去>

1919（大正8）年8月8日、東京・豊多摩郡代々幡（現・代々木あたり）生。山谷小学校、府立六中（現新宿高校）卒。第一高等学校受験失敗。

1937年4月 北海道帝国大学予科入学。文武両道、戦時下でも青春を謳歌。

1938年、「蟬山正道を囲む会」参加。「文武会」（全学学友会）理事。古典研究会、哲学研究会を組織。年末、北大無給助手で着任のフォスコ・マラーニと出会う。

1939年6月、「心の会＝ソシエテ・ドゥ・クール」発足。7月、北大学生課の斡旋で樺太の夏季労働実習に参加し海軍の勤労奉仕（次のスライドの写真参照）。

1940年4月、北大工学部電気工学科へ進学。国策会社・南満州鉄道募集論文に応募、「大陸一貫鉄道論」入選。7月、マラーニと北海道中央部を自転車旅行。

1941年4月、高橋あや子と親しくなる。海軍委託学生試験に合格、月45円の手当もらう。5月、千葉県習志野の陸軍戦車学校の機会化訓練講習会に参加。

1941年12月8日、太平洋戦争開戦。特高による一斉検挙で拘束される。

1943年5月27日、大審院上告棄却。懲役15年確定。網走刑務所に収監。

1945年10月10日、移監先の仙台刑務所からGHQの超法規覚書によって釈放。

1947年2月22日、死去。獄を出てわずか1年5カ月、事実上の獄死、27歳6カ月の生涯だった。



1937年4月、北大予科に入学した宮澤弘幸と母
＝定山溪温泉にて

③捏造された罪と罰

<宮澤弘幸が“スパイ”とされた行動の真相>

①北大学生課あっせんの夏季労働実習で行った旧樺太（現サハリン）大泊町の海軍工事現場で聴取・目撃したこと。

⇒文部省主導の「学生勤労奉仕隊」の一環であり、これの北大版。

②上敷香の海軍飛行場の工事現場で聴取したこと。

⇒前項の実習終了後に、「オタスの杜」を見学した後に旅行した。

③灯台船に便乗・巡航した樺太・千島列島で聴取・目撃したこと
（帰路の列車中で乗客から根室の海軍飛行場を聞いたこと）

⇒父の知人の札幌逓信局長の口利きで北大からの推薦も得た。

④海軍軍事思想普及講習会（樺太）に参加した折に見学・知得したこと。

⇒夏季労働実習の時、開催を知り、国を思う気持ちから応募した。

⑤陸軍の機械化訓練講習会（千葉）に参加した折に聴講・知得したこと。

⇒陸軍が催し、同じ気持ちから参加した。

⑥旧満支方面を旅行した折に目撃知得したこと。

⇒南満州鉄道が公募した学生論文に入選した褒賞として参加した。



①の旧樺太大泊町での海軍工事現場で撮影した写真。前列右端が宮澤弘幸。同行した全学友が同じメシを食い同じ見聞をしながら苦楽共に汗したにもかかわらず、宮澤だけが検挙された

<捏造された秘密と罪と罰>

◇宮澤・探知罪＝先の項で、宮澤弘幸が起訴・判決でスパイとされた行為・主要6例を例示したが、このいずれもが、（仮に軍事秘密であったとしても）聴取、目撃、見学、知得、聴講したものであって、不法不正な手段で収集したものは一例もない。判決理由にも、不法侵入、窃盗、強奪、略取などに拠ったとの記載は全くない。したがって探知ではない目撃、知得を「探知」だとすり替え、捏造したこと明らかに。

◇レーン夫妻・探知罪＝レーン夫妻には判決に於いても、独自に探知した事例は一例もない。全て、宮澤らから聞いたもので、しかも、宮澤らから不正不法な手段によって聞き出したものは一例もない。これは判決でも明らかであり、よって探知でないものを「探知」だとすり替え、捏造したことが明らかになる。

◇漏泄罪＝宮澤判決では、軍事秘密を全てレーン夫妻に漏泄したとなっている。その通りだとすれば、この時点でレーン夫妻は全て入手済みとなり、探知の必要は全くない。もし必要あったとすれば、宮澤漏泄が成立していなかったことになる。これが両者の関係であり、どちらかが捏造ということになる。

◇軍事秘密＝探知、漏泄のいずれもが、判決の上でも不正不法に拠ったものではないことが明らかなのだから、秘密自体が不正不法に拠って探知しなければ得られない高度の秘密ではなく、軍機保護法の対象となる秘密ではなかったことになる。

<なぜ、有罪・重刑に？>

宮澤弘幸は、好奇心旺盛で旅好きだった。当時、北に国境を接する北海道はいたるところ軍の施設があった。この当事者には無関係で無作為の絡みを、狡猾な特高がつけ狙ったことは十分ありうる。

宮澤弘幸は、思想信条においてはほとんど内務省好みと重なっていた。国益に根ざした大陸一貫鉄道の建設を渴望する論文、軍事教練に勤しみ、軍の特別講習に進んで参加し、海軍委託学生に志願し合格している。

その宮澤弘幸がスパイと断じられたのだから毅然と否定し反発した。その強気の反発が高飛車な特高には国家への反逆と映った。天皇の特高警官に逆らうことは、天皇に逆らうことだと。これで反国家の若造と烙印された、これもありうる。

宮澤弘幸は、拷問によって一度は虚偽の自白に追い込まれたが、起訴後は一貫して捏造された容疑を否定した。この頑強者を戦時の銃後に出しては不穩かつ悪弊となりかねず、長期、刑務所に閉じ込めるに限る。これもまた十分にありうる。



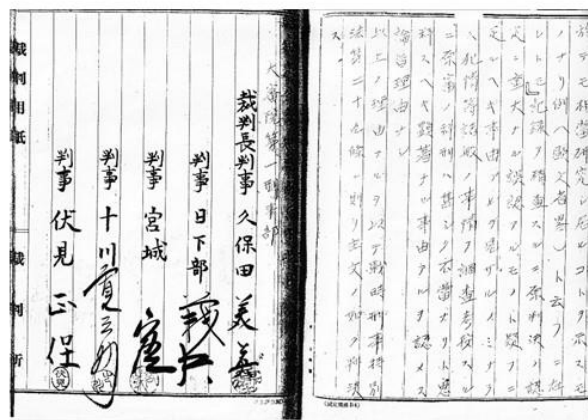
<暗黒裁判で懲役15年が確定＝収監>

1942年12月16日、札幌地裁（公判は非公開）懲役15年の判決。控訴するも、戦時法によって高裁をとばし、大審院で審理。

弁護団は、「罪トナラザル事実ヲ有罪ニ断シタル違法」「事実誤認シ法ノ適用ヲ誤リタル違法」「証拠ニヨラスシテ断罪シタル違法」など8項目にわたる「上告趣意書」を作成、精緻な論証を展開した。

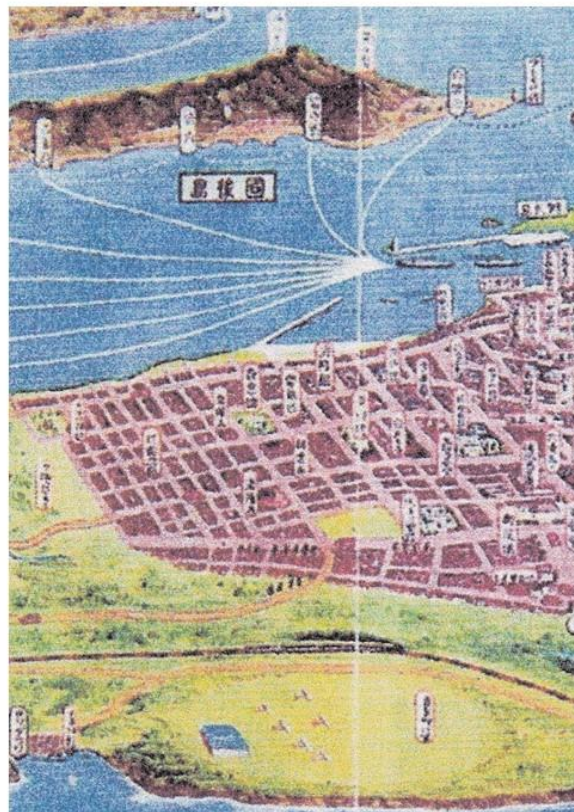
しかし大審院は、門前払いを誘導する戦時法を盾に、事実調べをすることなく「原判決ハ認定事実ト擬律ト二齟齬アル所ヲ見ザルノミナラズ所論ノ違法一トシテ存スルコトナク論旨總テ理由ナシ」と紋切り文句で切り捨てた。

1943年5月27日、大審院（現・最高裁）、上告棄却。有罪確定→網走刑務所収監



◇根室海軍飛行場が機密ではなかった証拠 その①

昭和8（1933）年発行の「根室要覧」には海軍飛行場が描かれている。飛行場の北側に沿って鉄道線路が描かれている。



←海軍飛行場

要覧などに根室飛行場

「レイン・宮沢事件」

太平洋戦争開戦の
（昭和十四年八月）
に北海道国大、現北
省の二縣廳と平
が軍機保護法違反
逮捕され「シレンス
」で事件下、軍機保
つていた板垣退助
（現根室市の軍機保
場が、讀賣新聞に刊
要覽、松田町長の組
重要員、木三の父は
根室市南へといふが
行場の存在は關前
聞でも知られてお
わけてないとして
大用立てた感とし
目録上。

資料は「根室監獄
」昭和十三年四月
り検査結果、根室
監獄圖」34年発行

每日新聞 2013年11月29日

◇根室海軍飛行場が機密ではなかった証拠 その②

昭和9（1934）年8月4日、海軍大湊要港部は、米國海軍武官に根室飛行場の見學を許可していた。

大要機密第二七一號ノ二
昭和九年八月四日
大 滬 要 港 部 官
根 室 支 廳 長 殿
根 室 町 長 殿
根 室 感 兵 分 駐 所 長 殿
米 國 海 軍 武 官 根 室 飛 行 場 見 學 ノ 件 通 知
本 件 左 記 ニ 依 リ 許 可 セ ラ レ タ ル ニ 付 便 宜 供 與 方 可 然 御 取 計 ヲ 得 度
此 記
一、見 學 者
東京 在 勤 米 國 大 使 館 附 海 軍 武 官 海 軍 大 佐
同 輔 佐 官 海 軍 大 尉
二、見 學 豫 定
八月十日（金） 根 室 飛 行 場
三、見 學 者 ハ 日 本 語 ヲ 解 シ 特 ニ 「スミス、ハツク」 大 尉 ハ 日 本 語 ヲ 正 確
且 自 由 ニ 使 用 シ 得
四、案 内
（イ）大 滬 要 港 部 ヨ リ ハ 案 内 者 ヲ 出 タ サ レ ズ 町 長 及 感 兵 分 駐 所 長 ニ 於 テ
案 内 セ ラ レ タ シ
（ロ）機 密 ニ 關 ス ル 事 項 ハ 概 ネ 左 記 ニ 據 ラ レ 度
（ハ）飛 行 場 ノ 面 積 及 施 設 ハ 嚴 密 ト ス
（ニ）飛 行 場 及 其 ノ 附 近 ノ 撮 影、模 寫 等 ヲ 禁 ズ
（ホ）從 來 飛 行 場 ヲ 使 用 シ タ ル コ ト ノ 有 無 ニ 關 シ テ ハ 具 體 的 ノ 回 答 ヲ 避 文
夏 季 ハ 一 二 回 使 用 シ タ ル コ ト ア ル モ 冬 季 ハ 未 ダ 使 用 シ タ ル コ ト ナ
シ ノ 程 度 ト ス
（ハ）函 割 ハ 懇 切 卒 直 ヲ 旨 ト セ ラ レ 度
（終）

④冤罪の加害者は国家権力

本件冤罪の加害者は、国家治安の総元締・旧内務省に集約される国家権力そのものだった。それは事件の暗幕に光を当てれば見えてくる。

内務省＝1874年開庁。警察機構と地方機関（都道府県）の掌握を軸に、運輸、建設、殖産、民生にわたる広範な国家権力を統括。中でも、全国の特高警察（特別高等警察）を統括する警保局が治安権力を揮った。

特高警察＝組織上は都道府県警察部（現・都道府県警察本部）及び、各警察署に所属したが、実際には内務省（警保局）直轄の強力な中央集権体制に組み込まれ、署長といえども関与しがたい、警察部内にあっても異質な存在だった。

裁判所＝組織上は司法界にあっても独立の存在だったが、戦時体制下では、軍機保護法、国防保安法、戦時刑事特別法、戦時特別措置等によって、治安被告の権利が大幅に奪われ、裁判所も事実上弾圧権力に組み込まれていた。



13

<軍部隷従・国民弾圧の背景>

1930年代に入り、「国益」「生命線（満蒙生命線）」という言葉が権力、及び御用知識人によって多用され、国民意識を軍部隷従・戦意高揚に誘導した。

1936年ロンドン軍縮会議から脱退し無制限軍拡へ。2・26事件を経て、軍・国家にとって不快な言動を反軍・反国家思潮と決めつけ国賊化へ誘導した。

1937年、遂に日中戦争に引き込み、軍機保護法を全面改定して検挙対象を一般国民に拡大・重罰化。さらに国家総動員法（1938年）、国防保安法（1941年）など戦時新法を量産すると共に治安維持法を全面改悪して無差別かつ治安権力の恣意のままに検束を可能にした。

1941年、御前会議で帝国国策遂行要領（対米英開戦準備）を策定すると同時に、内務省指令で全国特高が「外謀」（スパイ）名目で拘束すべき不穏人物（生贄）のリストを作成し、一斉検挙に備える。



14

<権力が罪をでっち上げた目的>

冤罪の証拠は敗戦と同時に国家権力によって隠滅されたが、消し得ぬ痕跡は残っており、中でも3割に満たない有罪率は冤罪のありかを明かしている。

●「1937年から3年間、軍機保護法で検挙された人数は377名であったが、起訴され有罪となったのは14名、3.7%に過ぎなかった」「特に1939年は検挙289名と過去最多であったのに対し有罪4名だけだった」（防衛省・防衛研究所紀要）

●「軍機保護法にかかる昭和14年までの裁判所受理件数159件のうち起訴は31件で19%」（判事・伊達秋雄の調査）

●「12・8一斉検挙126人のうち有罪判決は1942年末で罰金14人を含めても37人、29.3%」（内務省「外事警察概況」から積算）

＝以上の事実は、**検挙自体が目的で、容疑の存在、解明、証明は二の次三の次だった**実態を露わにしており、現に「外事警察概況」は、3割弱有罪をもって「米英系外謀組織は一応壊滅」と自賛、内務省幹部の中には「査察内偵宜しきを得れば、取締目的の十中八九は之を果たし得たと言っても過言でない」との言さえある。

翻って、大量検挙の正当性を捏造するには見せかけでも絶対有罪が必要であり、それは強力な見せしめにもなると、高をくくったのである。



15

<事実上、名誉回復されたレーン夫妻>

<レーン夫妻の来歴>にあるように、1950年秋、北大では夫妻を再び英語教師として招こうとの声が起こり、夫妻もそれを希望していたため、1951年再び赴任。しかし弾圧された実態は黙して語らなかった。

レーンさんに学んだ学生たちは今なお健在である。2018年秋、北大OBのMさんが在学中に撮りためた写真をまとめた「北海道大学夢風景」と題した写真集が刊行された。そこには1954年撮影の穏やかな表情のレーンさんがいる。



札幌・円山墓地に眠る
レーン夫妻

<戦後も無視され続けた宮澤弘幸>

1965年の北大正史『創基八十年誌』、1980～82年の『百年史』とも、レーン夫妻の強制送還については触れているが、宮澤弘幸については何の記述もない。2001年の『北大の125年』で初めて冤罪の事実と宮澤弘幸の名をわずか10数行記したのみ。2010年、北大大学文書館年報に文書館長による「冤罪事件調査報告」を掲載した。



◆2014年5月7日、北大は秋間美江子さんと「真相を広める会」に以下を表明（右写真）。

- ①「北海道大学宮澤記念賞」創設
(2015年、第一回として学生10人に授賞)
- ②宮澤弘幸は冤罪であった。歴史的な出来事を風化させない。
- ③北大創基150年の正史でも同趣旨の見解を掲載する。
- ④北大総合博物館に宮澤・レーン事件を伝えるパネルを展示。
- ⑤百年記念館でも宮澤弘幸に関する展示を行う。
- ⑥秋間美江子さんから寄贈されたアルバムは常設展示コーナーを設ける。



<ファシズムの初期兆候14項目>

- ①力強く絶え間のない国家主義の宣伝
- ②人権の軽視・蔑視
- ③国民統合のための敵づくり
- ④軍隊の最優先
- ⑤女性差別のまん延
- ⑥マスコミの統制
- ⑦安全保障強化への異常な執着
- ⑧宗教と政治の結託
- ⑨大企業の保護
- ⑩労働組合の弾圧と排除
- ⑪知識層と学問に対する蔑視
- ⑫警察による取り締まりと懲罰の強化
- ⑬身びいきと汚職のまん延
- ⑭詐欺的な選挙



アメリカ・ワシントンのホロコースト記念博物館(上写真=Wikipediaから)には「ファシズムの初期兆候14項目」が掲示してあるという。これは、政治学者のローレンス・ブリット氏が2003年に書いた文章がベースになっている。ブリット氏はヒトラー（ドイツ）、ムソリーニ（イタリア）、フランコ（スペイン）、ピノチェト（チリ）ら「ファシスト」と呼ばれた指導者の政治を分析し、共通項をまとめたもの。

（翻訳者によって表現が違っているが、主旨は同じ）

⑤ “戦争への道”を許してはならない

＜治安維持法から敗戦まで＞

1925年	治安維持法の制定
1928年	治安維持法の改正
1931年	満州事変
1933年	国際連盟脱退
1937年	軍機保護法大幅改正
同年	日中戦争
1938年	国家総動員法
1940年	日独伊三国同盟
1941年	国防保安法
同年	太平洋戦争開戦
1942年	戦時刑事特別法
1945年	敗戦

＜安倍・菅政権の“戦争への道”＞

2013.11.27	国家安全保障会議設置
2013.12.6	特定秘密保護法成立 14.12施行
2014.4.1	防衛装備移転三原則閣議決定
2014.5.1	内閣人事局設置。官僚人事掌握
2014.7.1	集団的自衛権行使閣議決定
2015.9.19	安保法制＝戦争法成立 16.3施行
2016.5.24	刑事司法改革関連法成立
2017.4.25	沖縄辺野古米軍基地工事強行
2017.6.15	共謀罪法成立 17.7施行
2018.10.1	横田米軍基地オスプレイ配備強行
2021.5.12	デジタル関連6法成立 9.1施行
2021.6.16	土地利用規制法成立 施行？

◆特定秘密保護法

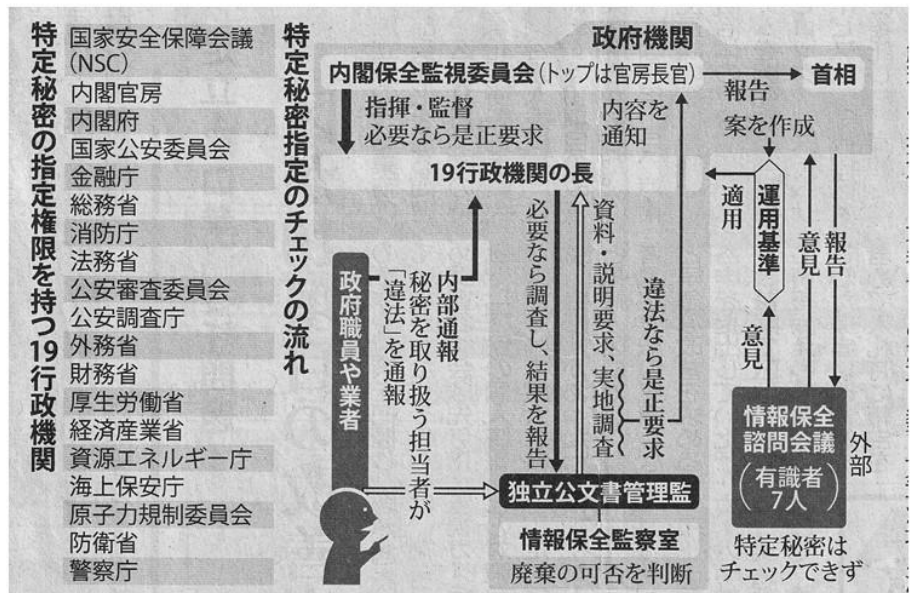
2013年12月6日成立
2014年12月10日施行

＜特定秘密保護法＞

適用対象は①防衛②外交③特定有害活動（スパイ防止など）④テロ防止。秘密は大臣が指定。5年ごとに通算30年（一部は60年）。秘密を漏らすと最長で懲役10年

＜問題点＞

①知る権利の侵害②第三者機関のチェックがきかない③民間人も厳罰④秘密の範囲があいまい⑤適性評価はプライバシー侵害



⇒施行から5年。「施行後4割増547件、適正評価対象12万人、特定秘密じわり拡大」（2018.12.6毎日新聞）

◆安保法制＝戦争法

2015.年9月19日成立

2016年3月29日施行

＜平和安全法制整備法とは＞

①自衛隊法②国連PKO協力法③重要影響事態安全確保法④船舶検査活動法⑤事態対処法⑥米軍等行動関連措置法⑦特定公共施設利用法⑧海上輸送規制法⑨捕虜取扱い法⑩国家安全保障会議設置法――以上は改正
国際平和支援法――新設

＜安保関連法骨子＞

①歴史政権が禁じてきた集団的自衛権の行使を可能にし、戦後の安保政策を転換。行使要件は「存立危機事態」
②改正周辺事態法で自衛隊活動の地理的制約を撤廃。「重要影響事態」に概念を変え、米軍以外の他国軍も支援

③自衛隊法や武力攻撃事態法など10本の法改正を一括した「平和安全整備法」と他国軍の後方支援を随時可能にする新法「国際平和支援法」の2本で構成

④国連平和維持活動（PKO）派遣中の「駆け付け警護」解禁。平時から米艦船防護可能に



◆共謀罪法

2017年6月15日成立

2017年7月1日施行

＜改正組織犯罪処罰法（共謀罪法）＞

適用対象は、①テロリズム集団などの組織的犯罪集団②対象犯罪は277③現場の下見などの準備行為が構成要件④実行前に自首した場合は刑を減免⑤組織的犯罪集団の不正権益の維持・拡大を目的とした計画も処罰

＜問題点＞

①近代刑法の行為原理に違反②東京オリンピックのためは不要③テロ対策のために必要な実効的措置は整備済④国連越境組織犯罪防止条約のためは不要⑤一般人も対象になる⑤内心を処罰する



◆土地利用規制法

2021年6月16日成立

2022年秋に施行か？

＜「等」が3つもある法律名＞

土地規制法の正式名称は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」

＜国民を弾圧する治安立法＞

①「立法事実」が存在しない

法律を制定するには、その必要性・正当性の根拠となる事実（立法事実）がなければならないが、現実にはそれが存在しない。当初、外国資本が基地周辺の土地を取得しているから規制が必要としていたがその事実はないことが判明。

②「あいまい・不明確な概念を故意に使用

法律名に「等」が3つもあるように、用語が極めてあいまいである。しかも法律の根幹部分は国会審議なしに、すべて政府が政令で一方的に決めることにしている。

③人権侵害のかたまり

政府は、問答無用で一方的に注視区域、特別注視区域に指定すると、土地建物と居住権を制限し、奪うことが可能になり、憲法で保障された財産権（20条）、居住・移転の自由（22条）に反する。さらに刑事罰を前提に情報提供を求めることは、個人の尊重やプライバシーの権利（13条）、思想・良心の自由（19条）、表現の自由（21条）の侵害になる。

＜まとめ＞ 土地規制法弾圧の最前線は沖縄だ！

「安倍政権下で成立した特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法に続く、4番目の法律として今回の土地規制法案があり、4法が成立刷ることによって、『戦争法』シリーズが完結するのかも知れない」（半田滋さん＝2021年4月10日・週刊金曜日）

＊

「先の安倍内閣時の特定秘密保護法、共謀罪法はその（法の文言を不明確なものにしておくことで人々の自発的行動を委縮させ、封じ込めること、そして権力の、政府の中でも特に首相へ

の集中）典型であり、菅内閣発足の時の学術会議会員任命拒否もそれに加わる」（小林武さん＝2021年9月30日・琉球新報）

＊

「沖縄は国境離島で国土面積の0.6%を占めるに過ぎないのに在日米軍基地の70.6%があり、2013年の「防衛大綱」による自衛隊の「南西シフト」により、琉球弧の島々では次々と自衛隊基地が拡充整備されている。本法の影響を第一に被るのは、間違いなく沖縄である」（桜井国俊さん＝2021年10月20日・沖縄タイムス

土地利用規制法の施行許さず、廃止を！

治安維持法と現代

2021
秋季号
No.42



「ハト派・リベラル」の衣をまとった「安倍晋
後継」政権——岸田文雄新内閣の性格と限界
五十嵐 仁

「ジャーナリストからみた安倍・菅政権」
——マスコミの立ち位置——
望月衣都子

● 資料・山直墓前祭への立憲民主党のメッセージ

◆ 研究・レポート 治安維持法は活きている

～拙著『戦争と弾圧』を通して考えたこと

額満 厚

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟 編

【「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」から80年】

「土地利用規制法」は国民弾圧の「仮面法」

「軍機保護法」を上回る危険性、断固廃止を！

福島 清

2020年9月、「安倍路線継承」を公言した菅義偉内閣が発足した。10月には日本学術会議新会員のうち気に入らない6人の任命を拒否し、理由を問うと「問答無用」だった。2021年1月開会の第204通常国会では、国民投票＝改憲手続法、デジタル関連6法、土地利用規制法等々の悪法をこれも事実上「問答無用」で強行成立させ、6月18日閉会した。

その上、世論と医療専門家の提言を無視して東京オリンピックを強行した菅政権の憲法無視、民主主義否定、そして一切の議論を封じる「問答無用」の政治姿勢は極悪であり、「戦争前夜」の様相を呈している。本稿は、こ

の事態に強い危機感を持ち、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」と「軍機保護法」の真相に迫った体験から、「軍機保護法」を上回る国民弾圧の本性を内蔵した仮面法「土地利用規制法」の廃止を訴える。

「土地利用規制法」の仮面を剥げ

「土地利用規制法」の正式名称は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」といい、一見、国民の日常生活とは縁遠い特殊な法律を装っている。これは治安権力の常套

手段で、枝や葉をいっぱい付けて幹を見えにくくし、本性を隠している。

同法第1条「目的」を読むと、それが一層明らかで、

「この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする」とある。なんのこともやら分らない。どれが主語で、どれが述語かすら読み取りにくくしてある。

そこで枝葉の羅列を省くと、

「重要施設の周辺の区域内にある土地等が重要施設の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制について定め、もって安全保障に寄与することを目的とする」となる。

「重要施設」とは何か。第2条を読むと、ようやく実例が出てくる。自衛隊の施設、合衆国軍隊の施設、海上

保安庁の施設、生活関連施設——だ。これが「重要施設」の正体で、要は、米軍と自衛隊の基地の周辺の土地利用を米軍好み、自衛隊（国家権力）好みのものに変え、軍事出動をしやすくしたい、と読める。条文中の「重要施設」は軍事基地（準軍事基地を含む）であり、「機能を阻害する行為」は軍事行動阻害に他ならない。狙い（目的）は戦争準備の強化、となる。

そのうえ、米軍好み、国家好みに変える手順がえげつない。一切合切を「基本方針」なる用語に丸め込み、その策定を総理大臣に丸投げ、閣議決定すれば直ちに執行できる仕組みになっている（同4条）。国会に諮る必要はなく、策定を監視、監査する歯止め条項もまったくない。

末尾の14条に「土地等利用状況審議会」の設置規定があるが、「基本方針」に拠る運用の一部分に関わるもので、これも委員は総理大臣の任命だから体裁だけの存在になる。

本稿では紙幅に余裕がないので端折るが、法官僚の織り込んだ枝葉羅列を剥ぎ、規制対象ばかり（抽象化）を露わにする視点で読み解けば、仮面法の正体（本性）も明確に見えてくる。法は条文と同時に運用が大事であり、条文の逐条解明によつて本性を曝し、拡大適用はもとよ

り運用そのものを許さない大衆基盤の確立が肝要となる。

「軍機保護法」も仮面法だった

軍機保護法の起源は、1871年（明治4年）の「海陸軍刑律」に遡る。これが天皇の軍隊として増長していく中で、枝、葉を増やし、本性を露わにしていくのだが、当初は適用を軍人・軍属に限り、かつ戦時における適用と限定されていた。1899（明治32）年公布の「軍機保護法」において、初めて軍機法として総合化され、戦時平時の枠も軍人軍属の枠も外されるが、それでも全8カ条の規制原則を並べたものだった。

だが、軍、および治安権力は日清・日露戦争以来の軍事国家体質を強める中で「軍機保護法」の拡大・強権化を企図とし、1937年の大改定に至る。内容も条文も全く原形を止めない改定で、当事者間でも新法といつていたほどであり、以後、「軍機保護法」といえば、この改定法を指すようになる。もとより内容は改悪だ。

改悪の柱は、①軍事機密の決定権者を陸海軍大臣と明示し、②刑罰を死刑にまで広げて各罪ごとの適用範囲を示し、③刑罰の対象を「故意」「偶然」から「過失」にま

で広げ、④さらに漏泄の対象を区分けして「外国若は外国の為に行動する者」を特記することでスパイ法としての性格を強めた——等である。

ただ、この時の議会審議で、後世からも注目されるのは改悪の①に絡む「刑罰を以て保護されるべき秘密とは何か」の議論だ。論点は「軍事機密」の定義で、その決定権を軍の専権に委ねてしまうことへの可否である。当時の時勢の中で、議会側は国家を危うくするスパイ防止の趣旨目的には賛成しながらも、もう一面で、犯意なく、あるいは「軍事上の秘密」とは意識せずに知ってしまう国民をいかに罰条（冤罪）から除くかに懸命の追及を重ねた。

中でも、帝国議会貴族院の学識議員である織田萬議員による「憲法の本質から、委任命令は成るべく少くすると云うことでなくてはならぬし、殊に臣民の権利義務に重要な関係あるものは、成るべく法律を以て規定すると云うことが、是が立憲精神でなくちゃならぬ」との指摘は核心を衝いて痛切だ。

これには軍当局も原則理解を示さざるを得ず、貴族院、衆議院の審議を通し、臣民を冤罪の危機に遭わすことがないよう厳正、限定して運用すると繰り返し約束した。



▲「ソシエテ・デュ・ワールド（心のかい）の発足記念写真。国際色豊かに議論風発して語学と文化交流の実践研修の場となり、「太平洋戦争」前後まで続けられた。前列右端が宮澤弘幸、その左がレーン夫妻。1939年6月9日、太黒マチルド夫人（前列中央）宅で。

て、一切の権限を戦争推進権力に吸い上げ、問答無用の適用・執行を可能にする法の本性を見えなくしていた。

機密洩漏云々にも増して、戦争推進のための国民弾圧の法となし、冤罪さえ平然と起こしたのである。

戦争と国民弾圧は必ず同時に引き起こされる。逆に言えば、国民弾圧法制を強行成立させた先には、戦争が待ち構えている。現に菅政権成立後初の4月の日米首脳会談では、共同声明に「台湾有事」が明記され、沖縄の軍事基地化は急ピッチだ。こうした歴史と現状に照らして見る時、「土地利用規制法」の存続は極めて危険なのである。

（ふくしま きよし、北大生「宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会事務局」）

※「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の概要は、本誌第27号（2014年春季号）、本稿では触れることができなかった本事件に対する北海道大学の対応は、同第28号（2014年秋季号）を、また「土地利用規制法」の逐条検証については「北大生「宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」の「事務局だより」第55号を参照し

こうした論議を踏まえ、「不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政府は本法の運用に当りては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」との付帯決議となって結実し、この決議に合意することによって全会一致による原案可決となった。海軍大臣・米内光政は「陸軍、司法、海軍の）三大臣を代表致しまして私から申し上げます。法の運用に当たりましては、只今の付帯決議の御趣旨を尊重致しまして。慎重考慮致しまして誤のないようにやりたいと存じます」と議場誓約した。

日中戦争が泥沼化していた時代の帝国議会でも、これだけの当然の議論がなされていた。だがまた半面では、この軍機保護法によって引き起こされた「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」では、帝国議会審議での政府説明、付帯決議は、完全に踏みにじられている。国家権力による冤罪から今年88年、これもまた歴史の痛烈な教訓として記憶しなければならない。

軍機保護法も典型的な仮面法だったのだ。戦争推進国家の、当時の世情において、天皇の軍隊の軍事機密が敵国に漏れることがあつてはならないという、否定しがたい看板を表に立て、枝葉と抽象化でまぶした条文によつ

りたい。

「事務局だより」はじめ本会発行の資料はすべて以下の本会ホームページ <http://miyazawa-lane.com> で公開している。

※「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」に関する経過と大審院判決文など諸資料は、『引き裂かれた青春——戦争と国家秘密法』（2014年、花伝社刊）を参照されたい。

住民監視の危険

土地規制法の問題点

□□上

小林 武

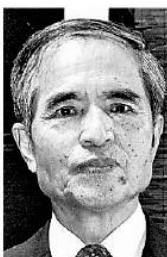
自衛隊や米軍基地の周辺、国境離島など政府が安全保障上重要な施設とする土地の利用を規制する法律（土地規制法）が、6月16日の参院本会議で賛成多数で可決、成立した。政府が定めた土地の周辺住民を調査し監視することにつながりかねない点や沖縄での影響など、同法の問題点について識者2人が原稿を寄せた。

菅義偉首相は、コロナ対策を放擲しながら、悪しきと略称している。名称から

正式名称は、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」であり、内閣府はこれを「重要土地等調査法」と略称している。名称から



自衛隊基地や原宿など安全保障上重要な施設周辺の土地利用を規制する法案を、与党などの賛成多数で可決した衆院内閣委＝5月28日



こばよし・たけし 1941年京都市生まれ。2011年に南山大学教授・愛知大学教授を定年退職後沖縄に移住し、宜野湾市普天間基地近辺に住む。現在、沖縄大学客員教授・法学博士、弁護士。専攻、憲法学・地方自治法学。主要著書として、『現代スイス憲法』

すれば、何でもない法律と受けとられるが、内容は、明白な違憲立法である。

指定し、先の注視区域に対する規制に加えて、一定面積が存在しない。当初、積以上の土地・建物の売買に届け出を義務付け、無届けや虚偽の届け出には懲役を含む刑罰が科せられる。このような内容の法律であるが、あまりにも問題が多い。特に沖縄の場合、県全体が実質的に規制対象となる。実際、いま沖縄では

（法律文化社・1989年）、『憲法判例論』（三省堂・2002年）、『地方自治の憲法学』（晃洋書房・2002年）、『沖縄憲法史考』（日本評論社・2020年）、『平和的生存権の展開』（同・2021年）など。

9条への違反については、その構成要件である「機能を阻害する行為」の具体的内容は、法自らは定めておらず、政府が出す基本方針によって決定される。これは、憲法の罪刑法定主義や適正手続きの保障（31条）に明らかに違反するものである。

安全保障絶対視

要点を示すなら、政府内閣総理大臣は、自衛隊・米軍基地、海上保安庁、政令で定める生活関連施設などの「重要施設」の周囲におおむね1kmの区域と、国境と関係する離島を「注視

指定し、先の注視区域に対する規制に加えて、一定面積が存在しない。当初、積以上の土地・建物の売買に届け出を義務付け、無届けや虚偽の届け出には懲役を含む刑罰が科せられる。このような内容の法律であるが、あまりにも問題が多い。特に沖縄の場合、県全体が実質的に規制対象となる。実際、いま沖縄では

（法律文化社・1989年）、『憲法判例論』（三省堂・2002年）、『地方自治の憲法学』（晃洋書房・2002年）、『沖縄憲法史考』（日本評論社・2020年）、『平和的生存権の展開』（同・2021年）など。

9条への違反については、その構成要件である「機能を阻害する行為」の具体的内容は、法自らは定めておらず、政府が出す基本方針によって決定される。これは、憲法の罪刑法定主義や適正手続きの保障（31条）に明らかに違反するものである。

安全保障絶対視

民衆抑える治安立法

交友・思想調べ人権侵害

区域」に指定して、土地・建物の所有者・賃借人に対して利用状況などを調査し、必要に応じて報告を求める。応じなければ罰金刑の対象となる。

調査の結果、重要施設などの機能を阻害するが、その「明らかなおそれ」がある」と判断すれば、土地・建物の利用中止を勧告し、さらに命令する。従わなければ、懲役を含む刑事罰が科される。「注視区域」のうちで特に重要とみなしたところは「特別注視区域」に

（法律文化社・1989年）、『憲法判例論』（三省堂・2002年）、『地方自治の憲法学』（晃洋書房・2002年）、『沖縄憲法史考』（日本評論社・2020年）、『平和的生存権の展開』（同・2021年）など。

9条への違反については、その構成要件である「機能を阻害する行為」の具体的内容は、法自らは定めておらず、政府が出す基本方針によって決定される。これは、憲法の罪刑法定主義や適正手続きの保障（31条）に明らかに違反するものである。

安全保障絶対視

精神活動を規制

区域」に指定して、土地・建物の所有者・賃借人に対して利用状況などを調査し、必要に応じて報告を求める。応じなければ罰金刑の対象となる。

調査の結果、重要施設などの機能を阻害するが、その「明らかなおそれ」がある」と判断すれば、土地・建物の利用中止を勧告し、さらに命令する。従わなければ、懲役を含む刑事罰が科される。「注視区域」のうちで特に重要とみなしたところは「特別注視区域」に

（法律文化社・1989年）、『憲法判例論』（三省堂・2002年）、『地方自治の憲法学』（晃洋書房・2002年）、『沖縄憲法史考』（日本評論社・2020年）、『平和的生存権の展開』（同・2021年）など。

9条への違反については、その構成要件である「機能を阻害する行為」の具体的内容は、法自らは定めておらず、政府が出す基本方針によって決定される。これは、憲法の罪刑法定主義や適正手続きの保障（31条）に明らかに違反するものである。

安全保障絶対視

戦前回帰の監視体制

土地規制法をただす

桜井国俊

戦前の監視社会を復活させる恐れがあると指摘される「土地規制法」をめぐる、識者2人がその危険性などについて論じる。

したことを見逃してはならない。

「土地規制法」が施行され
ると何が起きるかを、同法制

6月16日付の沖縄タイムスと琉球新報は一面トップで「土地規制法成立へ」と報じた。他の紙面にも「戦前逆行の憲法」「農民私権制限も」「沖縄つづし・市民抗議」などの見出しが大きな字で並んでいる。本紙にはこのように大きく取り上げたものはない。いかに沖縄にとって重大な憲法が制定されたのかという地元メディアの認識を雄弁に物語っている。

強行採決されて成立した

「土地規制法」は、先行する「特定秘密保護法」「共謀罪法」の2法と相まって、治安維持法が支配した戦前型の監視社会へと戻す悪法である。在日米軍基地の7割が集中する沖縄では、基地がもたらす諸問題に抗議する市民の声が絶えることがない。ロコナや政権交代などの報道に目を奪われがちだが、日々が続いているが、沖縄の市民の言論の自由を脅かすとする悪法が成立

防衛名目に沖縄弾圧狙う

宮城さん宅搜索「悪夢」の前触れ

定の前に示したのはチヨウ類研究者の宮城秋乃さんであった。筆者は「沖縄環境ネットワーク」というNGOの活動を行っており、「沖縄環境ネットワーク通信」を通じて沖



4月7日、米軍北部訓練場のメインゲートに置かれた米軍廃棄物
(宮城秋乃さんのブログより)

「威圧」とは言い難く、保護されるべき政治的表現の自由の一二と述べており、また宮城さん自身は「これまであらゆる手段で返還地の廃棄物について訴えてきたが、米軍や政府は見向きもしなかった。背景も考慮せずに短絡的に威力業務妨害とされることは納得いかない。返還地内で火薬入りの弾薬などの廃棄物を見つけて通報した時には、果敢は職務であるにもかかわらず取り回していないが、市民の抗議活動は厳しく弾圧されている。これに矛盾を感じる」と述べている。また、その通りである。

縄が直面する環境問題について全国に向け発信している。6月末発行を予定していた「通信88号」では、7月にも沖繩・奄美がユネスコの世界自然遺産に登録される見込みだったことから、登録に先立って、登録の是非について問い直す内容としようと計画していた。宮城さんは、米軍北部訓練場の返還地を歩いて自然観察を行う中で、大量の米軍廃棄物が遺棄されたままになっているのを発見し、汚染者たる米軍と返還後の浄化責任を有している防衛衛のまっとうな対応を求め続けてきた。そこで宮城さんに世界自然登録についてどう考えるか、寄稿をお願いしていた。

原稿締め切りは5月30日だった。しかし宮城さんは6月4日までの猶予を求めてきた。世界自然遺産登録の審査

を担当する国際自然保護連合（IUCN）がその日に登録理由を説明した文書を公表するので、それを見てから書きたいとのことであった。その4日、筆者の携帯が鳴った。登録していない番号からの電話だった。宮城さんの友人さん（と名乗った女性）は、宮城さんに頼まれ至急の電話を下さったのだという。何事かと耳をすますと、宮城さん宅が4日前に10人の沖縄県警の捜査員によって家宅捜索され、パソコンなどが押収されたため、原稿の提出ができなくなったとの伝言を頼まれたとのことであった。「そこまでやるのか」という思いと「やはりという思いが相半ばした」。米國政府と一体となって西諸島の軍事要塞化を推し進めようとしている日本政府にこつて、物言ひ研究者の宮城さ

県警職務に疑問

電話をしてきた友人によると、汚染の責任をどうとしない米軍や十分な浄化作業しか行わない防衛局、それに遺棄弾薬の満足な捜査を行わない県警に業を煮やした宮城さんは、回収した廃棄物を4月7日に東村高にある北部訓練場のメインゲートに置き、米軍車両や軍雇用員らの通行を妨害したとして威力業務妨害の疑いで県警に家宅捜索されたのである。

強制家宅捜索は6月6日、地元紙で大きく報道され、県民に衝撃を与えた。沖縄タイムスでは、沖縄弁護士会の加

んは自障りな存在であったに違いない。菅義偉首相（当時）が就任早々に行つた日本学術会議会員の任命指告と交つて見えてきた。

県警職務に疑問

は目障りな存在であったに
違いない。菅義偉首相(当時)
就任早々に行った日本学術
議会の任命拒否とタブつ
見えてきた。

ディアは「土地規制法」と略称しているが、その本質は市民・住民規制法」である。沖縄は国境離島であり、国土面積の0.6%を占めるにすぎないのに在日米軍基地の70.6%がある。また2013年の「防衛大綱」による自衛隊の「南西シフト」により、琉球弧の島々は次々と自衛隊基地が拡充整備されている。本法の影響を第一に被るのは、間違ひなく沖縄である。この法律の最大の問題は、表現の自由が圧殺される点である。自身に関するさまざまな情報が知らないうちに国によって収集され、どのようなに利用されるかが分からず、不当な人物判定がなされる恐れがある。思想信条の自由やプライバシーを侵害する治罪立法の性格が極めて強い。土地や建物の所有者や利用者

が大である。それはくつろいだ「ユンタク」をためらわせ、「ユイマール」という言葉に代表される沖繩の地域社会の横のつながりを維持し発展させていくと大きな障害とななる。戦中、軍によつてスパイ監視の目的で住民が密告を強いられた、住民によるスパイ容疑者の制裁さえもたらした沖繩の悲劇を繰り返してはならない。

「土師規制法」という希代の悪法を廃止させるべく沖繩の市民と自治体議員有志でつくる「土師規制法の廃止を求める沖繩県民有志の会」が取り組みを始めた。宮城さんがその身をもつて明らかにされたヤンバルの自然の危機、そして日本の表現の自由の危機をしつかりと見つめ、克服していきたい。土師規制法をわかりやすく説明したマンガバ



まういぐに」1943年生れ。東京大学卒（工学博士）。著書「沖縄大学の元学生・名譽教授 W・H・J・C をめぐる途上国の環境問題」の廃止を求める沖縄県民有志の会・共同代表。沖縄環境つて青年海外協力隊の環境隊員の育ネットワ―の世話人。

表現の自由圧殺

「土地規制法」は、自衛隊基地・米軍基地・原発のまわりや国境離島などの土地の利

なく、住民の方から情報を寄せる窓口設置も検討している」と述べている。国の情報収集に隣人が手を貸しているかもしれないと互いに疑心暗鬼・

1

土地規制法

ってなに?
なにがこわいの?

カンタンにいうと
総理大臣が

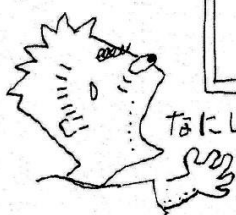
「国防のため」と判断したら

個人情報調査し、提出させ

国民の基本的人権を奪う権限を

一手に握る!

まさかやー! と思うような法律です。



なにしたば!?

オレも
めからん?

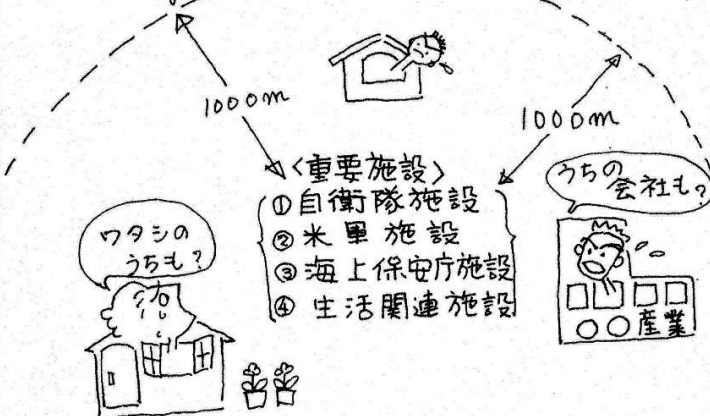
作: 土地規制法の廃止を求める
沖縄県民有志の会

法律監修: 弁護士 仲松正人

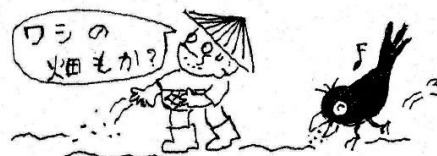
これは
戦争準備法
です。

2

あなたの利用する
土地や建物か
もしこの範囲にあつたら
注視区域
対象その(1)
ソリ大臣が
「注視区域」に
指定する可能性
があります。



在日米軍基地の7割以上が集中する沖縄では
②の米軍施設 周辺だけでも広大な範囲が
対象になります。



3

④の「生活関連施設」ってなに?

飛行場とか

港とか

発電所とか

郵便局とか

銀行なんかも?

内閣が
決める!



内閣しだい
ってこと?

注視区域対象
その(2)「国境離島」の区域

あつぎじゃびよい!

基地周辺
どころか
沖縄全島
かもしれん!



4 指定されると とうなるの?

ウタシが 利用状況を調査し、
ウタシが 情報収集する!



はーさ! でーじなとん!
全島が対象になつたら
住民全部が
調査の対象になる?

5 ウタシがなおも必要だと思えば
利用者や関係者にも報告させ資料提供させる!



6

<特別注視区域>



7 さらに



8

ウタシが 国防のために 必要だと判断すれば ケイサンや自衛隊 地方自治体にも 協力させられるからね。

マイナンバーを 普及させて デジタル庁で 国民の思考や 行動も把握 できるし

⊗ 「国防」って何でしょう?

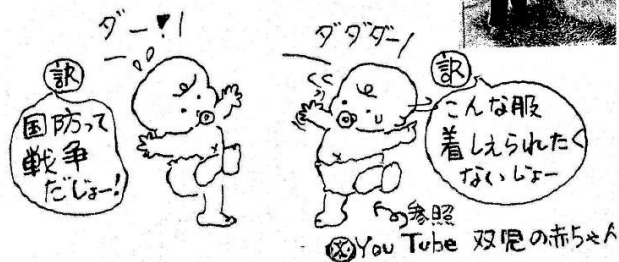
沖縄戦は「国防」のためでした。

死者数 約20万人(県民4人に1人)

戦争孤児 3000~4050人(宮城・山形以外)

赤ちゃんに軍服を着せた絵ハガキまで 作られました。

赤ちゃんが戦争を望むでしょうか?



私たちは この法律の 即時廃止を求めます!